



道路交通法一部改正の概要

※令和8年4月1日から施行

自転車等に対する交通反則通告制度（青切符）の適用

対象となる
違反行為は **113種類**

反則通告制度
の対象は **16歳以上**

通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は取締りの対象になります。



対象となる違反行為の一例

信号無視



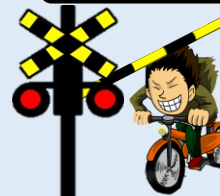
反則金
6000円

通行禁止違反



反則金
5000円

遮断踏切立入り



反則金
7000円



反則金
12000円

携帯電話の使用等



反則金
5000円

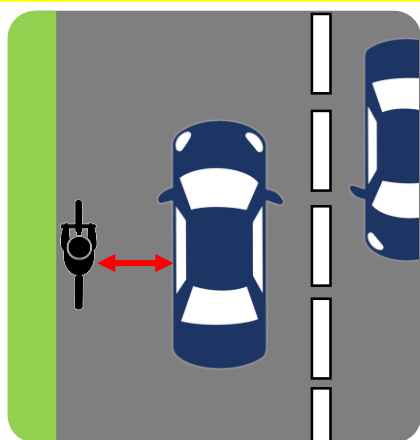
一時不停止



反則金
6000円

車道の右側通行等

車が自転車等を追い抜く際に自転車等の安全を確保するための規定が創設



車道で自動車等が自転車等の右側を通過する場合に十分な間隔がないとき・・・

①自動車等

間隔に応じた安全な速度で進行しなければなりません。

②自転車等

できる限り道路の左側端に寄って通行しなければなりません。

①に違反した場合は
反則金7000円
(普通車)

②に違反した場合は
反則金5000円

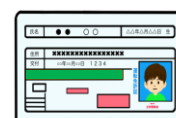
普通仮免許等の年齢要件が引き下げ

準中型・普通自動車の
仮免許の取得と運転免許試験
を受けることができる年齢が

17歳6か月

に引き下げになります。

早生まれの方でも春の新生活前に普通免許を取得しやすくなります。



岐阜県警では交通安全情報を配信しています！

交通安全情報URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/3246.html>

交通事故統計・分析URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/6169.html>

X(旧ツイッター) URL <https://twitter.com/gpkoutsuukikaku>



X(旧ツイッター)



交通安全情報



交通事故統計・分析